

13 訪問入浴サービス

ほうもんにゅうよくさーびす

(1) 訪問入浴サービス

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

重度の身体障がいのある方（児）で、現に自宅で入浴が困難な方に対し、自宅での入浴を提供することにより、健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するとともに、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。



◆対象者

以下に掲げる各号のすべてに該当する方	
自宅で自力入浴することが不可能で、介助が必要な状態であって、家族だけでは入浴させることが困難な方	
歩行が困難な在宅の重度の身体障がいのある方（児童）	
家族の同意と医師の承認を受けている方	

◆費用負担 所得に応じた負担及び入浴にかかる実費相当額の負担があります。

◆申請に必要なもの

必要書類等	
印鑑	身体障害者手帳
訪問入浴サービス利用申請書	健康診断書
入浴承諾書	

